

## 給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の再開

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事業業者から事業を再開した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事業業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和3年3月31日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		再開年月日
				名称	所在地	
第1334号	株式会社 風間建設 工業所	船橋市湊町 二丁目12番 3号	風間 新太郎	株式会社 風間建設 工業所	船橋市湊町 二丁目12番 3号	令和2年 2月 7日